緊急通報装置貸借契約書

　貸主　瀬戸内市（以下「甲」という。）と借主　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により貸借契約を締結する。

第１条　甲と乙とは信義を重んじ、誠実にこの契約を履行する。

第２条　貸与する物件（以下「物件」という。）は以下のとおりとする。

　　　　緊急通報用電話機一式

　　　　【内訳】主装置　　　　　１台

　　　　　　　　ペンダント　　　１個

第３条　甲は、物件を乙に無償貸与するものとする。

第４条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに物件を返還しなければならない。

（１）瀬戸内市高齢者等見守体制整備事業実施要綱第４条に該当しなくなったとき。

（２）虚偽の申請その他不正な手段により通報装置の貸与の決定を受けたとき。

（３）長期にわたり施設等へ入所又は入院することになったとき。

（４）市外に転出したとき。

（５）前項に掲げる場合の他、市長が不適当と認めたとき。

第５条　乙は、物件が常に良好な状態に保たれるよう責任もって管理及び保守するものとする。

第６条　物件の維持管理に必要な経費は、乙において負担するものとする。

第７条　乙は、物件の貸借する権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は契約の目的以外に使用してはならない。

第８条　乙は、物件が天災その他不可抗力によって棄損又は滅失した場合には、遅滞なくその状況について文書をもって甲に報告しなければならない。

２　甲は、前項の損害で重大と認められるものについて、乙が善良な管理者の注意をなさなかったと認められるときは、その損害額を請求することができる。

第９条　この契約の定めにない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その

１通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

甲）貸主　岡山県瀬戸内市邑久町尾張３００番地１

瀬戸内市長　武久　顕也

乙）借主　住　所　瀬戸内市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞